

平成 30 年度

…… PTAリーダーの手引き ……

ひびきあい 高まりあう PTA活動

平成 29 年度「早寝・早起き・朝ごはん」県民運動

ポスターコンクール 入賞作品



【小学生の部 県教育長賞】



【中学生の部 県教育長賞】

社会総がかりで子どもの育ちを支える環境づくりのために

滋賀県教育委員会

目 次

1	P T Aの目的と願い	1
	(1) P T Aの目的	
	(2) 子どもの健やかな成長のために	
2	P T Aの主な活動	2
	(1) 学習活動	
	(2) 社会活動	
	(3) 広報活動	
3	P T Aはこんな活動をします！	4
	(1) 「早寝・早起き・朝ごはん」県民運動の推進	
	(2) 「語り合いを通じた親育ちの学習」	
	(3) 「子ども読書活動の推進」	
4	様々な課題への対応	7
	(1) いじめへの対応	
	(2) ケータイ・ネットへの対応	
	(3) 不登校への対応	
	(4) 人権教育の推進	
5	資料編	14
	(1) しが生涯学習スクエア	
	(2) しが生涯学習サテライト	
	(3) 県立施設の無料開放	
	(4) しが学校支援センター	
	(5) 滋賀県学習情報提供システム「におねっと」	
6	滋賀県内の専門的な相談機関	17

1 PTAの目的と願い

(1) PTAの目的

PTAは、「子どもの健全な育成を図る」ことを目的とし、保護者と教員とが協力して、学校および家庭における教育に関し、理解を深め、会員相互が学び合い、活動を行う社会教育関係団体です。



(2) 子どもの健やかな成長のために

次代の社会を担う青少年が、たくましく心豊かに成長することは、保護者はもとより、県民すべての願いでもあります。

しかしながら、社会が急激に変化する中、子どもたちは、お互いに切磋琢磨する機会が少なくなり、連帯意識を培う場や生活体験、自然体験の場が不足するなど、家庭や地域における子どもの健やかな成長に新たな課題が生じてきています。

また、「いじめ」「児童虐待」など、子どもたちは、伸び伸びと心豊かに成長するという基本的な権利が著しく侵害されている状況にあります。

こうしたことは、単に子ども自身の問題ではなく、私たち大人が社会の問題として捉え、改めて現状を見つめ直す必要があります。

教育基本法では、第10条に「家庭教育」について、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」と規定しています。

「家庭教育は全ての教育の出発点」と言われます。社会総がかりで子どもの育ちを支える必要性が高まりつつある今、PTAが果たす役割はますます重要になってきています。保護者同士や、あるいは子どもとのつながりを深め、その中で学び合うことが大切であり、また、家庭・地域・学校を結ぶパイプ役として、積極的に行動することなどが期待されています。

PTA活動の一層の充実と発展のため、この資料をご活用いただければ幸いです。

2 PTAの主な活動

PTAは、学校および家庭教育に関して理解を深め、子どもの生活習慣や環境の改善、充実、会員相互の学習などの活動を行います。その内容により、学習活動・社会活動・広報活動に分けられます。それぞれについて、具体の活動を紹介します。

(1) 学習活動

PTAは「保護者と教員が力を合わせて、子どもたちの健やかな成長を図る」ことを目的としています。そのために、「学ぶPTA」と「活動するPTA」の二つの面から、活動内容を紹介します。

A. 学ぶPTAの内容 (活動例)

- (1) 家庭教育を進めるための学習
 - ◆家庭教育と親のあり方（生活リズムの定着やしつけ、ルールづくり）
 - ◆「語り合いを通じた親育ち」の活動
 - ◆子どもの将来の職業と進路
- (2) 学校教育の理解を深めるための活動
 - ◆学校の教育方針、目標の理解
- (3) 現代的な課題についての学習
 - ◆人権教育
 - ◆男女共同参画社会づくり
 - ◆国際理解
 - ◆環境教育
 - ◆情報教育
 - ◆いじめ問題
 - ◆SNSに関すること
- (4) 地域理解を深めるための活動
 - ◆地域の歴史と伝統行事
 - ◆地域の社会教育施設や文化財

B. 活動するPTAの内容 (活動例)

- (1) 学校行事等、学校教育活動への参加・協働
 - ◆学習参観、学校説明会への参加
 - ◆学級・学年・地区別PTAの開催
 - ◆学校支援・地域とともにある学校への参画
 - ◆学習活動を支援するボランティア活動の推進
- (2) PTA主催行事
 - ◆各種講演会や研修会の開催、ふれあい祭りの開催
 - ◆読書活動推進のための親子の取組
 - ◆スポーツ、サークル活動の推進
- (3) 地域の団体・機関等との連携・協力
 - ◆地域の大人の参加による夏休み中の「ふれあいラジオ体操」の開催
 - ◆通学合宿等、地域における子どもの体験活動への協力
- (4) 「早寝・早起き・朝ごはん」県民運動に関する取組
 - ◆「ノーテレビデー」「ノーゲームデー」などの取組
 - ◆「朝食レシピ」の募集など、食育に関する取組

(2) 社会活動

地域の教育環境の改善や校外における児童生徒の生活の安全を確保するため、青少年に有害な出版物への対策、遊び場の確保など外部環境への気配り、地域住民同士の豊かな人間関係づくり等、地域の各種団体・機関等と連携した取組を進めていきます。

その具体の活動内容を紹介します。

A. 教育環境整備の活動 (活動例)

- ・ 通学路の整備、遊び場の確保、安全パトロール、声かけ運動の実施
- ・ ゲーム機、パソコン、スマートフォンなどの情報環境への対応（フィルタリングサービスの利用促進）
- ・ 学校の環境美化活動など

B. 環境改善のための活動 (活動例)

- ・ 有害チラシや看板類の排除、有害図書自動販売機撤去運動
- ・ 危険箇所や交通量の調査とその対策など

(3) 広報活動

広報紙の発行やホームページの開設は、PTA行事や会合の内容、学校の様子などを知らせることがその中心となります。広くPTA活動を知ってもらうという点では、大変有効な取組です。広報活動を行う際に配慮すべきことを紹介します。

A. 会員の関心が深い記事を取り上げる

- ・ 魅力ある広報紙を作るには、会員が知りたい、聞きたいことなど、興味をひく話題を選ぶことが大切です。
- ・ また、特集テーマとしては、発行時期に合わせて、PTA総会などの行事や会員の関心が高い生活指導や学習指導上の課題、子どもの暮らしぶりなどが考えられます。

B. 親しみやすく構成を工夫した紙面づくり

- ・ わかりやすい言葉を用いて記事を作ることが大切です。見出しや紙面構成を工夫し、親しみやすい広報紙を作りましょう。

3 PTAはこんな活動を行います！

(1) 「早寝・早起き・朝ごはん」県民運動の推進

県では、子どもたちの基本的な生活習慣の確立に向けて、生活リズムの改善を図り、学習や読書、外遊び・スポーツなどの様々な活動に生き生きと取り組めるよう、「早寝・早起き・朝ごはん」県民運動を推進し、子どもたちの成長を支え、社会全体で家庭の教育力の向上を図る取組を進めています。



【平成 29 年度 早寝・早起き・朝ごはんポスターコンクール入賞作品】



県では、「早寝・早起き・朝ごはん」に関する具体的な実践事例を、滋賀県学習情報提供システム「におねっと」に掲載しています。ぜひ、ご覧いただき、各PTAでの取組の参考にしてください。

また、平成 29 年度ポスターコンクール入賞作品、スタッフジャンパー、のぼり旗、テーマ曲CDの貸出を行っています。「早寝・早起き・朝ごはん」の運動を推進していただく場合には、ぜひご活用ください。盛り上がること間違いなし！

詳しくは県教育委員会事務局生涯学習課までお問い合わせください。

(TEL 077-528-4654)

(2) 「語り合いを通した親育ち」の活動

県では、親同士が子育ての経験を語り合い、学び合うことを通して、親の教育力の向上と親同士の仲間づくりを進めることを目的に、全ての保護者の方を対象とした「親育ち・家庭教育学習講座」を開催します。

本講座では、大型商業施設のホールなどで、「家庭教育学習資料」を活用し、「子どもに自信をつけるほめ方」や「親子で語る進路・未来」等の具体的な事例を通して、親としての経験を語り合うとともに、親子の関わりを振り返る中で子どもの個性や良さに気づき、それらを、子育てに生かしていただける内容になるよう考えています。

平成30年度の「親育ち・家庭教育学習講座」の開催予定は下記のとおりです。ぜひ御参加いただければと思います。また、本講座の内容については、各单位PTAでの研修や取組でも参考になるとと思います。

なお、「家庭教育学習資料」につきましては、滋賀県学習情報提供システム「におねっと」からもご覧いただくことができ、ダウンロードして利用いただくことができます。

～家庭教育学習資料～



家庭教育学習資料の詳細は、滋賀県学習情報提供システム「におねっと」をご覧ください。

におねっと 検索 ←

平成30年度「親育ち・家庭教育学習講座」開催予定

開催日	会場
5月19日(土)	イオンモール草津 2階 イオンホール
5月26日(土)	ビバシティ彦根 3階 研修室①・②
6月2日(土)	ショッピングプラザアピア(東近江) 4階 研修室A・B

※どの会場も、午後には開催を予定しています。



【平成29年度「親育ち・家庭教育学習講座の様子」】

(3) 子ども読書活動の推進

本は心の栄養です



～すべての子どもたちがいつでもどこでも楽しく読書ができる環境づくり～

県では、平成26年12月に「第3次滋賀県子ども読書活動推進計画」を策定し、すべての子どもたちがいつでも、どこでも楽しく読書活動ができる環境づくりを進めています。

読書は、子どもに想像力や考える習慣を身につけさせるとともに、豊かな感性や情操、思いやりの心を育むことができる大切な活動です。子どもの読書活動を推進していくためには、まず保護者が「子ども読書活動」の大切さを理解していただくことが大切です。家庭でも読書する時間を家族で決めたり、子どもの成長にあわせて読み聞かせをしたり、親子で図書館に行ったりするなど、子どもが日常生活の中で本に親しむような工夫や配慮をしましょう。

PTA活動として図書ボランティアや読み聞かせボランティアに取り組む学校も増えています。みなさんの協力で子どもの読書活動を広めていきましょう。

県教育委員会では、子どもたちの自主的な読書活動を応援するため、また子どもと本との橋渡し役となる保護者や教員など、身近な大人の方に活用していただくため、子どもの発達段階に応じたブックリストを作成し、配布しています。

この冊子は「におねっと」でデジタル版を配信しています。PTAでも積極的にご活用ください。

「本がいっぱい楽しさいっぱい」シリーズ

乳幼児の保護者向け
(乳幼児検診等で配布)



小学校下学年向け
(小一教室に配置)



小学校上学年向け
(小四教室に配置)



ヤングアダルト向け
(中一教室に配置)



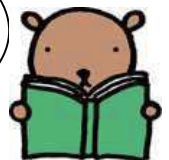
「第3次子ども読書活動推進計画」をはじめ、左記のブックリストなど、PTAにおける子ども読書活動を推進する取組内容について、ホームページ「子ども読書活動支援センター」で紹介していますので、参考にしてください。県の取組や、県内の図書館の取組などもご覧いただけます。

(<http://www.nionet.jp/dokusho/index.html>)

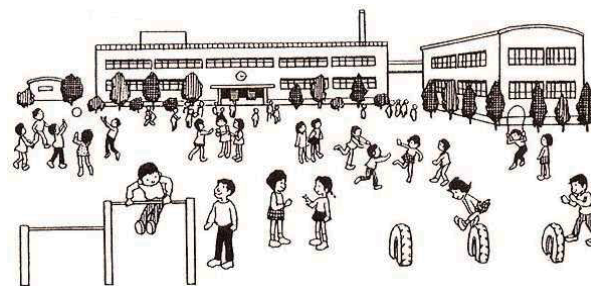


PTA 会報等にすぐ使える読書関連記事も用意しています。お気軽にお問い合わせください。

あなたも読書ボランティア活動を始めてみてはいかがでしょうか。



4 様々な課題への対応



(1) いじめへの対応

「いじめ」とは・・・？

「いじめ防止対策推進法」では「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」と定義されています。

「いじめ」の態様としては、以下のようなものがあります。

「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」「仲間はずれ、集団による無視をされる」「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」「ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする」「金品をたかられる」「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」等

「いじめ」は、深刻かつ重大な社会問題であり、学校・家庭・地域が連携して、その解決に向けて取り組まなければならない重要な問題です。子どもたちが学校や地域という集団生活の場で、よりよい人間関係（友人関係）を築けるよう、日頃から子どもたちを支援し、援助するとともに、一人ひとりが人権感覚をより高め、日々の生活に生かしていけるようにすることが大切です。

いじめの早期発見チェックポイント

- 表情がさえず、おどおどした様子が見られる。
- 持ち物をひんぱんになくしてくる。
- 教科書やノートにいたずらをされて帰ってくる。
- いろいろと理由をつけて、お金をたびたび要求する。
- 衣服を汚してきたり、あざや傷をつけてきたりする。
- 家族の些細な言葉にイライラしたり、反抗したりする。
- 登校をしぶったり、早退や欠席したりすることが多くなる。
- 家族を避け、何か隠しているような気配が感じられる。
- TVゲーム等の一人遊びに夢中になり、外出が少なくなる。
- よく電話がかかってきて、困っている様子がうかがえる。
- 体のあざや傷を隠すためお風呂に入るのを嫌がるようになる。
- 学習意欲をなくし、学校の成績が急に悪くなる。
- 頭痛・腹痛等をよく訴えるが、特に異常がない。
- 携帯電話（スマートフォン）でのやりとりで気になる様子がある。

〈ストップいじめアクションプラン（平成28年5月改訂版）より〉

子どもの変化に気づいたら次のような対応をしてみましょう！

(1) 自分の子どもの声をじっくり聴きましょう!!

- ①日頃から子どもに話しかけ、表情や返ってくる言葉に気を配りましょう。
- ②どうしても話を聴くことができないときには、後から話を聴く機会を作るように工夫しましょう。
- ③話を聴くときは、うなずきながら子どもの言葉にしっかりと耳を傾けましょう。
- ④じっくりと聴くことが「安心」「信頼」を与えることであると自覚しながら、最後まで話を聴きましょう。

(2) 自分の子を見守り、理解し、支えましょう!!

- ①家族の人間関係を大切にしたい安らげる家庭づくりに努めましょう。
- ②日頃から声掛けするとともに、悩みを共感したり、必要に応じてアドバイスしたりしましょう。
- ③日常の子どもの言動の中から、いじめの兆しを見逃さないように努めましょう。

(3) いいことはいい、ダメなことはダメとしっかり伝えましょう!!

- ①兄弟姉妹がいる場合は、比較するのではなくそれぞれの子どもががんばっているところをほめ、お互いが手本となる関係づくりになるようにしましょう。
- ②社会で許されないことは、親として断固として許さず、間違った価値観は通らないことを教えましょう。
- ③親自身が、大人としての言動に責任を持ち、ごまかしたり意地を張ったりしないようにしましょう。

(4) 子どもが生活の主体になれる場を見つけ、体験をさせましょう!!

- ①いろいろな体験を積ませることによって、自ら考え、問題を解決する力をつけるようにしましょう。
- ②部活動、クラブ活動、ボランティア活動、地域行事等、年齢の異なる人々とのふれあいを通して、年上の人から学んだり、年下の人への面倒を見たりして豊かな人間関係を築けるような土壌づくりに努めましょう。

(5) 規則正しい生活習慣づくりに努めましょう!!

- ①心の安定は、安定した生活から生まれるものであり、家族みんなで早寝、早起き、朝ごはんに心がけ、規則正しい生活を送りましょう。
- ②できるかぎり一緒に食事をする等、親子で過ごす時間を大切にしましょう。

(6) 学校と一緒に動き、協力して解決にあたきましょう!!

- ①日頃から子どもの言動や表情に留意し、気になることや心配なことは、早めに学校の先生に相談しましょう。
 - ・加害の場合 … 直接いじめに関係しているかはわからなくても、気になる言動があれば、まずは学級担任に相談しましょう。
 - ・被害の場合 … 子どもが学校の先生には知られたくないという場合でも、子どもの様子を見守りつつ学校に相談しましょう。その場合、「知られたくない」という子どもの思いは必ず学校に伝えておきましょう。
- ②子どものケアを最優先にして、学校と一緒にいじめ問題の解決に努めましょう。
- ③いじめを許さない環境をつくりましょう。

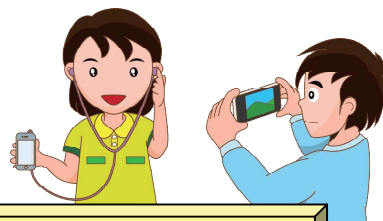
(7) 地域で子育てを支えあう、PTA活動を促進しましょう!!

- ①PTAで呼びかけたり、研修や講演会等に積極的に参加したり、フォーラムを計画したりして、保護者全体でいじめをなくす機運を高めましょう。
- ②日頃から保護者同士が連携に努め、みんなで子どもを育てる環境づくりに努めましょう。

〈ストップいじめアクションプラン（平成28年5月改訂版）より〉

★いじめ等の相談窓口が開設されています。（詳細17ページ） 一人で悩まず、相談できる場所があることを親子で共有しましょう。 ※匿名可、秘密厳守で専門の相談員が相談にお答えします。まずはお電話を。

(2) ケータイ・スマホ・ネットへの対応



『大人も学び、子どもを守りましょう!!』

子どもたちがケータイ・スマホやパソコン等を介してインターネットを利用し、トラブル・犯罪に巻き込まれる事件が増加し、子どもの心身が危ぶまれています。

ケータイ等は大変便利なものであるとともに、多くの「危険性」もはらんでいます。

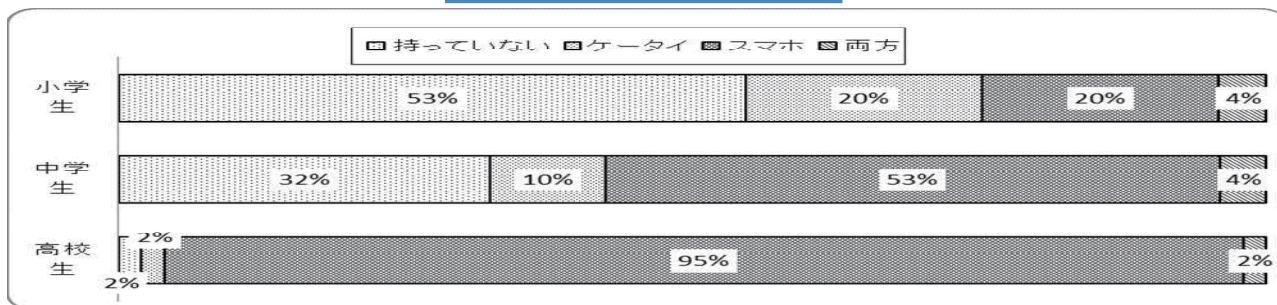
家庭では、その「危険性」を教え、ケータイ・スマホやインターネット利用のルール、マナーについて親子で十分に話し合うことが大切です。また、苦手な分野だからと敬遠せず、保護者が進んで新しい知識を身につけるように努めることも大切です。

① 実態を正しく知ることが第一歩です！

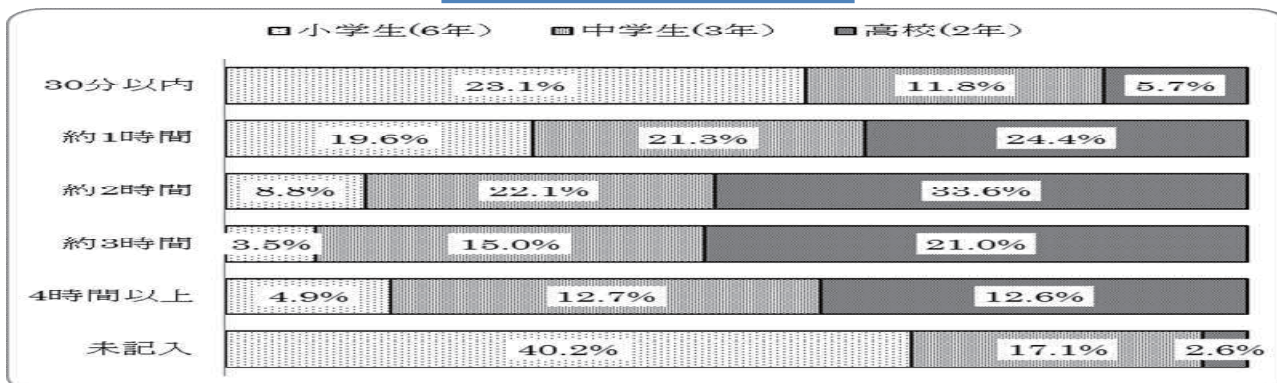
◎子どもたちに広がる携帯電話・スマートフォン

ケータイ・スマホアンケートの結果 ～スマホ子ども委員会～

①校種別 携帯電話等所持率



②校種別 携帯電話等使用状況



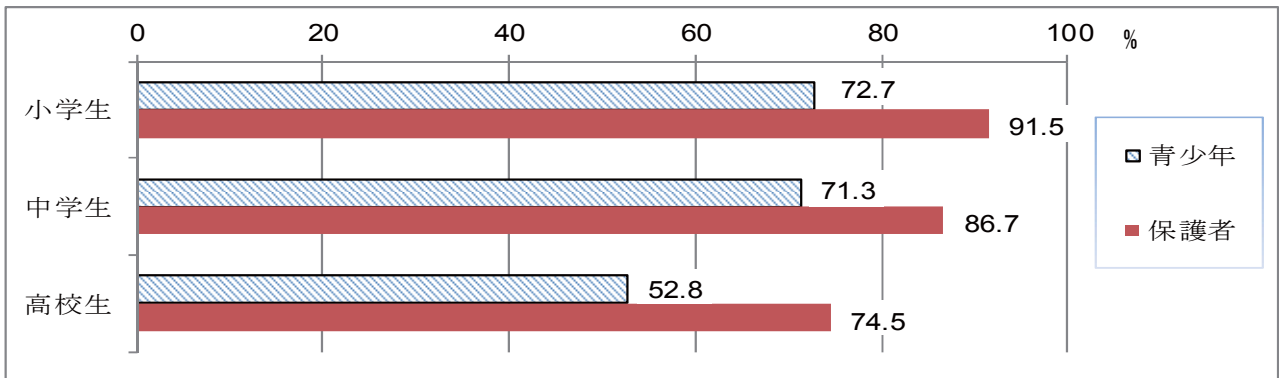
(平成27年9月「スマホ子ども委員会」調査結果より(滋賀県PTA連絡協議会実施))

平成27年度、滋賀県PTA連絡協議会は、兵庫県立大学の竹内和雄准教授の協力のもと、県内小中高校生を対象(調査人数3,456人[小学6年生・中学3年生・高校2年生 対象])に「ケータイ・スマホアンケート」を実施されました。その結果をもとに、小・中・高校生で構成された「スマホ子ども委員会」で、青少年におけるスマホの利用状況や利用上の課題について話し合ったり、啓発活動を進めたりされました。

平成28年度は、「スマホ委員会」を立ち上げられ、ケータイ・スマホに対する親子の意識の違いや家庭内のルールに関する感覚の違いなどについて話し合ったり、子どもたちの目線で啓発活動を進めたりされました。

◎子どもと保護者の認識のギャップ

「インターネット接続機器の使い方について何らかのルールを決めている。」



〈平成 29 年度青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果より(内閣府)〉

◎子どもたちの基本的な利用スタイル

- 友だちとの連絡手段は通話よりメール — 携帯やスマホは通話のための端末ではない
- インターネットやメールは携帯やスマホから — 「自分専用」のパーソナル性の高い機器をよく利用
- 隙間時間にブログやSNSを閲覧、更新 — 友だちと「常につながっていたい」欲求が高い傾向に

子どもたちの使い方は発信型・参加型（受信型・閲覧型の大人とは正反対）

〈出典：「子どもたちのインターネット利用について考える研究会」作成「保護者のためのインターネットセーフティガイド」より〉

②こんなトラブルが起っています！

◎トラブルの事例

以下〈出典：「インターネットトラブル事例集(平成 29 年度版)」より(総務省)〉

【ネット依存】

スマホの過度な使用による日常生活への支障

【原因】

無料通話アプリを使った友人とのトークが大好きなAさん。毎回、トークを終わらせるタイミングがわからず、夜遅くまでスマホを使う日々が続きました。

【結果】

Aさんは、睡眠不足で朝がつかなくなり、授業にも集中できなくなりました。体調や成績に悪影響が出ているのに、友人とのトークはやめられません。

【ひぼう・中傷】

なりすまし投稿によるひぼう・中傷

【原因】

△校のC君は、○校のD君が気に入らず、D君になりすまし、ネットに「○校のE君が万引きをしている」と、ウソの書き込みをしました。

【結果】

E君がD君を問い詰めると、D君は書き込んでいないことがわかりました。調べると、△校のC君の仕業だと判明。学校間トラブルに発展しました。

子どもにスマートフォンを持たせる前に
～保護者自身が意識して行動したいこと～

まずは
チェック！

スマートフォンを操作できる。（資料や情報などがあれば簡単な設定も自分でできる。）

情報モラルやフィルタリングについての基礎知識がある。

スマートフォンの正しい利用を態度で示すことができる。

スマートフォンの使用目的や使い方について、子どもと話し合うことができる。

スマートフォンの利用ルールを子どもと一緒に考えて決めることができる。

家庭内で決めたルールを定期的に話し合い、適宜見直すことができる。

③保護者としてできることを考えましょう！

保護者同士の情報
交換も大切です！

ネット上のいじめへの対応

- ①携帯電話・スマートフォンは、学校における学習生活に直接必要のないものであるため、子どもに携帯電話・スマートフォンを与える前に、本当に必要かどうかをよく検討しましょう。
- ②子どもに使わせる場合には、フィルタリングサービスを利用し、ルールやマナーの指導も必ず行うとともに、**保護者の責任**において管理しましょう。

※現在「青少年インターネット環境整備法」という法律では、保護者は18歳未満の子どものインターネット利用状況を適切に把握するとともに、フィルタリングの利用等によりインターネット利用を適切に管理することなどに努めなければいけないと規定されています。

- ③インターネットや携帯電話・スマートフォンに関し、例えばSNSを使った誹謗中傷や仲間外し、不適切画像の掲載等、子どもが様々な問題に巻き込まれ、**加害者にも被害者にもなっている現実**や、「ネット依存」や「不健全な人間関係」等の**弊害**も生じていることを理解しましょう。
- ④子どもの様子を把握し、気になることは躊躇せず学校に相談しましょう。また、ネット被害等深刻な場合は、最寄りの警察署の生活安全課や法務局人権擁護課等に相談しましょう。
- ⑤家族で、機会をとらえて、「公共のマナー」、「権利と責任」、「危険回避の仕方」等について話し合い、インターネット利用ルールを考え、見直しましょう。
- ⑥常に進化する携帯電話・スマートフォンの機能や操作方法等に関心を持ち、理解に努めましょう。
- ⑦学校やPTAが企画する研修会等には積極的に参加し、新しい情報や対策について理解するようにしましょう。

〈ストップいじめアクションプラン（平成28年5月改訂版）より〉

※「滋賀県青少年の健全育成に関する条例」には、青少年がインターネットを適正に利用するための保護者の努力義務が規定されています。

第20条の2

3 保護者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアまたは青少年有害情報フィルタリングサービスの利用、インターネットの利用に関する健全な判断能力の育成その他の適切な方法により、青少年がインターネットを適正に利用できるように努めなければならない。

☆「ケータイ・ネットへの対応」で引用した情報の詳細は以下のホームページでご覧になれます。

◇内閣府ホームページ

<http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/index.html>

◇総務省ホームページ

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/trouble_jirei.html

◇「子どもたちのインターネット利用について考える研究会」のウェブサイト

<http://www.child-safenet.jp/>

(3) 不登校への対応

「不登校児童生徒」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的な理由」によるものを除く。）と定義しています。

☆不登校の背景、きっかけ、心の動き等は様々で、単純に判断せず子どもの心に寄り添いながら理解していくべきものですが、以下のようなことも考えられます。

背景

生活体験や集団での活動不足、地域での遊びの減少、人とのつながりの弱さ、ストレスの増大等

きっかけ

学校のこと：学校生活があわない、友人関係がうまくいかない、勉強が分からない等
家庭のこと：家庭内の環境の急激な変化等
本人のこと：身体的なこと、病気等

心の動き

『学校に行かなければ』と思っても行けない、学校に心の居場所がない等

子どもにこのような様子が見られませんか？

不登校の早期発見チェックポイント

- 朝起きるのが遅くなり、ふとんからなかなか出てこない。
- 着替えやトイレに必要以上に時間をかける。
- 朝食の時、表情が暗かったり、食が進まなかったりする。
- 登校時間になると、頭痛・腹痛・発熱などを訴える。
- 月曜日や休み明けなど、特定の曜日に学校に行きたがらない。
- 夕方や休みの日になると、活動が活発になる。
- 夜遊び、夜ふかしが増え、朝起きられないことが多くなる。
- 学校や勉強のことを言うと、ひどく不機嫌になる。
- 部屋に閉じこもりがちになる。
- わざと憎まれ口をきいたり、嫌がるようなことをしたりするようになる。

心のふれあう家庭をめざし・・・

- ① 何でも話せる家庭の雰囲気を作りましょう。
- ② 子どもの言い分をしっかり受けとめましょう。
- ③ 基本的な生活習慣をしつけましょう。
- ④ 地域とのきずなを深めましょう。

不登校はどの子どもにも起こり得るものです。子ども自身が悩んだり傷ついたりしているということ、保護者も大きな不安や悩みを抱えているということを深く理解することが必要です。

左の①～④に、個々の家庭だけでなく、PTAでも取り組んでみませんか。

(4) 人権教育の推進

すべての人の人権が守られ、安心して暮らせる社会。こうした社会の実現を目指していくためには、日常生活の中にある様々な人権に関する課題を他人ごととせず、自らの生き方と結びつけて考えることが必要です。

私たち大人自身が当事者意識を持って、人権問題の解決に向け、自ら学び、自ら考え、自ら行動する姿を見せることにより、子どもたち自身も差別の現実気づき、その解決に向けて自分たちにできることは何かを考えることでしょう。

子どもの健全育成を目的とするPTA活動において、人権問題について学び合い、人権に対する意識を高めることは、欠かすことのできない重要な内容の一つです。

そこで、PTAで取り組む学習内容の例や学習の進め方についてご紹介します。

(1) PTA人権学習の内容(例)

- ア 子どもの人権問題(いじめ、虐待等)
- イ 家庭・地域・学校・企業での人権教育
- ウ 身の周りにおける差別や偏見
- エ 同和問題の歴史とその解決への取組
- オ インターネットと人権
- カ 性的マイノリティーに対する理解



(2) 多様な学習の進め方

～人権問題を自分の問題として考えるために～

人権問題に関する学習において、正しい知識を学ぶこととあわせて、心や技(スキル)をバランスよく学習することが大切です。人権意識を高め、自らの行動につなげることで、一人ひとりの人権が尊重される社会づくりにつながります。

PTA活動においては、学習者を中心にしながら、学習者のお互いの気づきや考えを共有し、人権に関する行動力と意欲を高めようとする参加型体験学習(ワークショップ)をぜひお取り入れください。親同士が楽しく交流することを大切にするとともに、単に楽しいからということではなく、目的やねらいをはっきりさせて講演やビデオ、現地研修等とも組み合わせて効果的な学習を進めることが大切です。

学習の進め方については、人権学習の手引書である「語り合い、学び合い、つながり合い」や「波紋」(滋賀県教育委員会発行)を参考にしてください。

資料等は滋賀県学習情報提供システム「におねっと」(<http://www.nionet.jp/>)からダウンロードできます。また、ビデオ・DVDの貸出も行っていますので、ご活用ください。

5 資料編

(1) しが生涯学習スクエア (生涯学習課内)

「しが生涯学習スクエア」では、PTA活動をはじめ、県民の皆さんが積極的に生涯学習に取り組めるよう、学習情報の提供、学習相談など様々な支援を総合的に行っています。

ビデオ・DVDなどの視聴覚教材やプロジェクター等の機材も貸し出しています。

TEL 077-528-4652 FAX 077-528-4962

受付時間 月～金曜日(祝・祭日を除く) 8:45～17:00

(2) しが生涯学習サテライト (県庁新館2階県民サロン内)

来庁者の方々に向けて、学習情報を提供する「しが生涯学習サテライト」を、県庁新館2階県民サロン内に設置しています。

「しが生涯学習サテライト」では、チラシやパネルの展示等で、生涯学習に関する様々な情報を提供しています。また、地域や職場での研修等に活用していただける視聴覚教材の紹介もしています。

開設時間 月～金曜日(祝・祭日を除く) 8:45～17:00

(3) 県立施設の無料開放

親子や家族のふれあいを深め、子どもたちの体験学習の機会の充実を図るため、滋賀県では「家族ふれあいサンデー」(第3日曜日)と「体験学習の日」(毎週土曜日)に県立施設の無料開放を行っています。

スマイルカードを活用して、家族で県立施設にお出かけください。

※中学生以下の児童・生徒の入場(館)は常時無料です。

無料開放

平成31年3月末まで有効
ご利用の際にはこのカードを入館(場)時にお示しください。
※ 常設展示(ただし、陶芸館は企画展示を含む)のみ無料です。

家族ふれあいサンデー
● 対象日 毎月第3日曜日
● 対象者 県内に在住する親子・家族連れ

体験学習の日
● 対象日 毎週土曜日
● 対象者 県内に在住または県内の学校・園に在学・在園している18歳未満の子ども

問い合わせ先
滋賀県教育委員会
生涯学習課
TEL 077-528-4650 におねっと <http://www.nionet.jp/>

※「滋賀プラスワン」：3・4月号、9・10月号に掲載

※「教育しが」：4月号に掲載

(4) しが学校支援センター

県では、豊富な知識や経験を持った地域の人々・企業・団体・NPO等支援者の方々が、学校の教育活動を支援する仕組みづくりを推進しています。

具体的には、「しが学校支援センター」が、出前授業等の依頼があった学校と支援者をつなぎ、連携授業などを進めています。

なお、PTA親子活動や保護者を対象とした「学校支援メニュー」も登録されておりますので、ぜひご活用ください。



平成28年3月
「学校支援メニュー総括版」発行

「しが学校支援センター」による連携授業の実践例をホームページ「におねっと」に掲載しています！

<実践例>



【働くことについて体験学習(小学校)】



【環境学習(中学校)】

ぜひ、滋賀県学習情報提供システム「におねっと」をご覧ください！

におねっと 検索

「連携授業の実践例」、分野別「学校支援メニュー」一覧は、滋賀県学習情報提供システム「におねっと」(<http://www.nionet.jp/>) に掲載しています。



学校支援メニュー
(平成30年3月8日現在)
登録団体数：182 団体
メニュー数：274 メニュー

Click!

PTA活動
で役立つ!

ヒントや教材が いっぱい!!

滋賀県学習情報提供システム

におねっと

<http://www.nionet.jp/>

におねっと

検索

視聴覚教材の貸出

<http://www.nionet.jp/nionet/audio.php>

ネットで
検索、予約

【ビデオやDVDで学びたい】のページでは、家庭教育、人権教育、少年教育、ひびきあい、交通安全・防災、防犯など「しが生涯学習スクエア」にある約2,150本の視聴覚教材の検索と貸出予約をいただけます。貸出は無料です。

〈教材ビデオの種類〉

- DVD
- VHS
- 16mm など

〈貸出本数と期間〉

- 貸出本数：3本以内
- 貸出期間：原則1週間以内
- ※貸出は県内の方に限ります。

しが生涯学習スクエアで貸出・返却できます。

郵送での貸出も可能です。送料は有料です。

●しが生涯学習スクエア（県庁新館6階 生涯学習課内）
TEL 077-528-4652

地域の力を学校へ

「学校支援メニュー」一覧

<http://www.nionet.jp/11division/director/gaiyou.html>

【「学校支援メニュー」一覧】は、地域の人々や、企業・団体等が提供する、学校での出前授業や体験学習支援の情報を提供するページです。

“学校支援センター”が学校・PTAの要望にあわせて、地域の人々や企業・団体等と学校間のコーディネートをしします。



【連携授業の実践例】※分野/科目：「テーマ」（校種）

- ◎安全/総合：「地震と防災についての学習」（小学校PTA）
- ◎スポーツ・運動・自然体験/体育：「親子でからだ遊び」（小学校PTA）
- ◎安全/学活：「スマホ携帯安全教室」（小学校PTA）
- ◎食育/PTA活動：「食育指導、調理実習指導」（中学校PTA）

地域で学ぼう「出前講座」メニュー一覧

も合わせてご活用ください。

<http://www.nionet.jp/11division/demae/>

家庭教育学習資料

をダウンロードできます。

～語りあいを通じた親子～

http://www.nionet.jp/11division/home_edu/gakushushiryo/

PTAでの会合や子育てについての学習機会などで活用していただけるよう県教育委員会が作成した「家庭教育学習資料」を掲載しています。（幼稚園用、小学校用、中学校用があります。）



子ども読書活動支援センター

<http://www.nionet.jp/dokusho/>

児童・生徒に、読んでほしい本が見つかる!

【本の紹介コーナー】では、

- 赤ちゃん、幼児
- 小学校下学年
- 小学校上学年
- 中学生、高校生

向けに、



▲子ども読書啓発冊子

児童・生徒に読んでほしい本のリスト、

「子ども読書啓発冊子」を掲載しています。

滋賀県教育委員会事務局生涯学習課

〒520-8577

滋賀県大津市京町4丁目1-1

TEL 077-528-4652

FAX 077-528-4962

E-mail ma06@pref.shiga.lg.jp



におねっと
(スマートフォン版)

※携帯電話での閲覧は、
通信料が必要です。

滋賀県内の専門的な相談機関

◎不登校に関する相談

滋賀県心の教育相談センター	☎ 077-586-8125
---------------	----------------

◎不登校児童生徒の学校復帰に向けた施設

以下の適応指導教室では、不登校児童生徒を対象に、体験活動や学習補充など、学校復帰に向けた支援を行っています。お気軽にお問い合わせください。

設置者	適応指導教室名	電話番号	設置者	適応指導教室名	電話番号
大津市	適応指導教室「ウイング」	077-522-4646 077-525-7912	甲賀市	適応指導教室水口教室「ハッピーホーム」	[代表]
彦根市	適応指導教室「オアシス」	0749-24-0415	甲賀市	適応指導教室甲賀教室「かふかルーム」	0748-69-2178
長浜市	適応指導教室「ひまわり」	[代表] 0749-74-3702 長浜市教育センター	甲賀市	適応指導教室信楽教室「やまびこルーム」	発達支援課
長浜市	適応指導教室「あざい」		高島市	教育支援センター「スマイル」	0740-32-3986
長浜市	適応指導教室「大地の家」		東近江市	児童生徒成長支援室「オアシス教室」	0748-22-0120
長浜市	適応指導教室「ジョイ」		東近江市	児童生徒成長支援室「チャレンジ教室」	0748-24-5679
長浜市	湖北サテライト教室「みらい」		東近江市	児童生徒成長支援室「さわやか教室」	0748-42-9920
長浜市	木之本サテライト教室「ほっと」		米原市	適応指導教室「みのり」	090-7110-3849
近江八幡市	適応指導教室「よしぶえ」	0748-37-1205	日野町	日野町子育て・教育相談センター	0748-53-3838
草津市	適応指導教室「やまびこ」	077-563-1270	竜王町	竜王町ふれあい相談発達支援センター	0748-58-3741
守山市	適応指導教室「くすのき教室」	077-583-4217	愛荘町	適応指導教室「フレンズ愛荘」	0749-37-8056
栗東市	子ども成長支援教室「あいあい」	077-554-6107	甲良町	子ども成長支援教室「なごみ」	0749-38-8003
野洲市	適応指導教室「ドリーム教室」	077-587-6925	多賀町	多賀町適応指導教室「虹」	0749-48-8137
湖南市	ふれあい教育相談室	0748-72-4810			

◎いじめなど悩みに関する電話相談（子どものための全国統一相談ダイヤルで、24時間対応しています。）

名称	時間	電話番号
24時間子供SOSダイヤル	「こころんだいやる」	9:00~21:00
	「子どもナイトだいやる」	21:00~翌日9:00
		(なやみおろ) 0120-0-78310

※「こころんだいやる」では、077-524-2030でも受け付けています。

◎いじめで悩む子ども相談電話

県立学校および市町立小中学校でのいじめ相談	☎ 077-567-5404
-----------------------	----------------

※相談受付時間 平日9:30~18:00(年末年始は除く)

◎各市町に開設のいじめなど悩みに関する相談窓口

名称	対象地域	電話番号	名称	対象地域	電話番号
おおつこほっとダイヤル(いじめ対策推進室)	大津市	0120-025-528	ふれあい教育相談室	湖南市	0748-72-4810
おおつ子どもナイトダイヤル		077-523-1501	高島市教育相談・課題対応室	高島市	0740-32-4406
大津市堅田少年センター		077-573-9000	学校問題対策支援室	東近江市	0748-24-5520
彦根市いじめ相談ほっとライン	彦根市	0749-24-7977	米原市子ども相談でんわ	米原市	0749-55-1186
教育相談室	近江八幡市	0748-37-8877	日野町子育て・教育相談センター	日野町	0748-53-3838
草津市立少年センター	草津市	077-562-6561	日野町教育委員会		0748-52-6564
子ども悩み相談窓口	守山市	077-582-1141	竜王町ふれあい相談発達支援センター	竜王町	0748-58-3741
守山市教育研究所教育相談		077-583-4237	竜王町教育委員会		0748-58-3719
栗東市いじめホットライン	栗東市	077-554-0323	子育て世代包括支援センター	愛荘町	0749-42-7661
育ちと学びの相談窓口	甲賀市	0748-69-2179	愛荘町教育委員会		0749-37-8056
野洲市ふれあい教育相談センター	野洲市	077-587-6925	多賀町教育委員会	多賀町	0749-48-8123

◎少年非行に関する相談

○少年サポートセンター（警察の機関で、少年補導職員が中心となって、少年や保護者から非行や犯罪被害等に関する相談を受け、継続的な補導や支援活動を行っています。）

大津少年サポートセンター	☎ 077-521-5735	米原少年サポートセンター	☎ 0749-52-0114
--------------	----------------	--------------	----------------

その他、各郡市の少年センター

○あすくる（専門スタッフ等が非行など社会的不適応を起こしている要因を見極め、少年ごとに立案されたプログラムをもとに継続的に立ち直し支援をしています。）

あすくる大津	☎ 077-522-3721	あすくる東近江	☎ 0748-48-6835
あすくる草津	☎ 077-562-6561	あすくる彦根	☎ 0749-24-9140
あすくる守山野洲	☎ 077-583-7474	あすくる長浜	☎ 0749-74-3366
あすくる湖南	☎ 0748-77-7053	あすくる高島	☎ 0740-32-3824
あすくるHAR（ハル）	☎ 0748-37-8651		

◎児童虐待に関する相談

緊急24時間対応(県内全域)虐待ホットライン	☎ 077-562-8996	児童相談所全国共通ダイヤル	☎ 189
中央子ども家庭相談センター	☎ 077-562-1121	彦根子ども家庭相談センター	☎ 0749-24-3741
大津・高島子ども家庭相談センター	☎ 077-548-7768		

その他、各市町の福祉事務所

◎発達障害等に関する相談

滋賀県総合教育センター	☎ 077-588-2505	滋賀県子ども・若者総合相談（ひきこもりやニートなど様々な悩みに関する相談）	
		滋賀県立精神保健福祉センター	☎ 077-567-5058

平成 30 年度

「PTAリーダーの手引き」

平成 30 年（2018 年）4 月

発 行：滋賀県教育委員会事務局生涯学習課

〒520-8577 滋賀県大津市京町4丁目1-1

TEL : 077-528-4654

FAX : 077-528-4962

E-mail : ma06@pref.shiga.lg.jp

H P : 「におねっと」 <http://www.nionet.jp/>



平成 30 年 (2018 年) 4 月発行
滋賀県教育委員会